

実務研究

日本税務会計学会
平成28年5月 月次研究会



大畑 智宏〔京橋〕

オーナー貸付金のDESによる処理方法

1. はじめに

非上場会社のオーナー貸付金はその性質上、同族会社の自己資本的要素が強く換金性が乏しい。そのためオーナー貸付金の承継は承継者等の負担が重たく事業承継を困難としている要因になっている。オーナー貸付金の処理方法については債権放棄等複数の処理方法があるが、その一つに金銭債権を現物出資するデット・エクイティ・スワップ(以下「DES」という)という方法がある。DESは主に企業の事業再生を行う過

2. 現行の取り扱い

債権が資本に振り替わる場合、債権の額面金額と債権時価の差額が債務消滅益として計上される。これは平成18年度の法人税法の税制改正により資本金等の額

3. 債権の時価

①企業再生税制が適用される会社の債権時価
金銭債権の時価評価については法令で明確な規定は存在していないが、時価評価方法の指針として平成22

においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて)が行われ、国税庁の回答は、照会に係る事実関係を前提とし差支えないとされた。なお、研究報告書の対象は、私的整理のうち企業再生税制が適用されるものであり、それ以外の私的整理及び法的整理は対象から除かれていた。また財務省の「平成21年度税制改正の解説(法人税法の改正)」では、民事再生に準ずる私的整理における債権時価に係る例示が挙げられている。

(800)を含んだ回収可能額(900)から、DESの対象とされなかった債権の時価金額(800)を控除した金額(100)となり、この場合債務消滅益100を計上することとなります。

イ 財務省「平成21年度税制改正の解説(法人税法の改正)(抜粋)」
債務者である法人が有する資産の全部をその時ににおいて処分した場合に得られる金銭の額の合計額(以下「処分価額」)をもって、その法人に対する債権について、担保、保証又は優先劣後関係を考慮して弁済することとしたときに、その債権について弁済すべき金額。

イ 債権時価の評価方法
合理的に見積られた回収可能額に基づき評価されることとなる」とあり、その回収可能額は、資産評定基準に基づき、資産負債ごとに評価を行い、債務処理に関する計画における損益の見込み等を考慮して算定される。

イ 債権時価の返還可能性を考慮していない部分である。DES対象債権はDES実行時点で資本化するため将来の回収可能性については考慮せず評価されるが、この部分においては非適用会社についても同様と考えられる。また、国税庁の回答及び平成21年度税制改正の解説にもある通り処分価額については、優先劣後関係を考慮して債権時価を求める。オーナー

貸付金は、他の債権に対し返済の優先順位は劣ると考えられるため処分価額からオーナー貸付金以外の法人に対する債権を除いた金額がオーナー債権の時価と考えられる。

4. 検査役の調査

会社法207条では、「現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない」とされている。同条9項において検査役の選任の申立が必要ない場合が規定されており、同項4号では弁護士、税理士等の証明がある場合に申立不要とされている。現物出資財産の価額について、

会社法207条では、「現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない」とされている。同条9項において検査役の選任の申立が必要ない場合が規定されており、同項4号では弁護士、税理士等の証明がある場合に申立不要とされている。現物出資財産の価額について、

会社法207条では、「現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない」とされている。同条9項において検査役の選任の申立が必要ない場合が規定されており、同項4号では弁護士、税理士等の証明がある場合に申立不要とされている。現物出資財産の価額について、

会社法207条では、「現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない」とされている。同条9項において検査役の選任の申立が必要ない場合が規定されており、同項4号では弁護士、税理士等の証明がある場合に申立不要とされている。現物出資財産の価額について、

5. DESによる発行株式数

①発行株式数
債権時価が回収可能額等により決定され、その債権時価を発行価額で除した金額がDESによる発行株式数となる。発行株式数が何株になるかについては、1株あたりの発行価額をいく

②課税上の問題(出資債権時価と交付株式価値に差額がある場合の課税)
出資者が交付を受ける株式の時価(DES後1株あたりの時価×発行株式数)が出資債権時価より大きい場合には、有利発行(既存株主から出資者への利益移転)に該当し、出資者の利益に課税が生ずる可能性がある。また、出資者が交付を受ける株式の時価が、出資債権時価より小さい場合には、不利発行(出資者から既存株主への利益移転)

③1株あたりの時価
有利発行等に関する通達(所基通23-35共-9)に、経済的利益の額を計算する際の株式の時価について定義がされている。売買実例等のない株式の時価は「1株当たりの純資産価額等を参照して通常取引されると認められる価額」とあり、具体的な評価方法は、通達(所基通59-16)にあり、財産評価基本通達に定める「小会社」方式により評価し、土地及び有価証券は時価によること、評価差額に

④相続税法64条
相続財産を減らすため意図的に同族会社を利用し、オーナーの相続税負担を不当に減少させる結果になると課税当局が認める場合には、相続税法64条によりその行為が否認される可能性がある。貸付の性質が、自己資本的要素のものでなく相続税を減少させる理由で短期間に金銭の移動が行わ

る。当該内容は筆者がDES実務処理を行う場合の個人的見解に基づく方針であり、様々な見解があることをご理解頂きたい。そのため実行については、先生方の自己責任において処理をして頂きたい。

年1月に「事業再生に係るDES研究会報告書」が経済産業省経済産業政策局産業再生課より発表された。この内容に閣下国税庁に照会(企業再生税制適用場面

においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて)が行われ、国税庁の回答は、照会に係る事実関係を前提とし差支えないとされた。なお、研究報告書の対象は、私的整理のうち企業再生税制が適用されるものであり、それ以外の私的整理及び法的整理は対象から除かれていた。また財務省の「平成21年度税制改正の解説(法人税法の改正)」では、民事再生に準ずる私的整理における債権時価に係る例示が挙げられている。

イ 財務省「平成21年度税制改正の解説(法人税法の改正)(抜粋)」
債務者である法人が有する資産の全部をその時ににおいて処分した場合に得られる金銭の額の合計額(以下「処分価額」)をもって、その法人に対する債権について、担保、保証又は優先劣後関係を考慮して弁済することとしたときに、その債権について弁済すべき金額。

イ 債権時価の評価方法
合理的に見積られた回収可能額に基づき評価されることとなる」とあり、その回収可能額は、資産評定基準に基づき、資産負債ごとに評価を行い、債務処理に関する計画における損益の見込み等を考慮して算定される。

会社法207条では、「現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない」とされている。同条9項において検査役の選任の申立が必要ない場合が規定されており、同項4号では弁護士、税理士等の証明がある場合に申立不要とされている。現物出資財産の価額について、

会社法207条では、「現物出資財産の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない」とされている。同条9項において検査役の選任の申立が必要ない場合が規定されており、同項4号では弁護士、税理士等の証明がある場合に申立不要とされている。現物出資財産の価額について、